

令和3年度 経営事項審査申請要領の主な改正内容

【制度改正：建設業法等の改正に伴うもの】

- ①技術者及び技能者の知識及び技術又は技能の向上の取組の状況を追加
改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。
継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術または技能の向上の取組の状況を新たに評価。

②建設業の経理に関する状況の見直し

- 企業会計基準が頻繁に大きく変化する中で、継続的に専門的な研修を受講することで最近の会計情報等に関する知識を習得することが重要となっているところ、公認会計士及び税理士については、資格取得後の研修の受講が義務化される方向にある。
このことから、公認会計士等の算出にあたって参入できる者を建設業の経理に関して最新の知識を有していると思なされる者に改正。

③認定能力評価基準によりレベル判定された者の評価

- 建設キャリアアップカード（レベル3、レベル4）の交付を受けている技能者については、技術職員として評価される。

【様式の改正】

- ① 経営規模等評価申請書＜建設業法施行規則の改正に伴うもの＞
- ② 技術職員名簿 ＜建設業法施行規則の改正に伴うもの＞
- ③ その他の審査項目（社会性等）＜建設業法施行規則の改正に伴うもの＞
- ④ 労働保険料等納入証明願兼証明書

【その他】

- ①維持管理業務の記載方法の変更（今年度より必須）
・入札参加資格申請で「土木一式工事」に「維持管理業務実績高」として計上したい業務は、「完成工事内訳書（その他工事）」に個別に記載する必要あり。